

# 合気道における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

令和4年6月24日

公益財団法人 合気会

## 1.はじめに

公益財団法人合気会は、このたび、令和3年11月1日に発表したガイドラインを現在の感染状況を鑑み改定いたしました。

各道場・団体の責任者は、本ガイドラインを踏まえ、地域や施設における状況を考慮し適切な感染拡大防止策をとりながら稽古の実施判断を行っていただきますようお願いいたします。

## 2.具体的な感染防止対策

- ①こまめな手洗い、手指の消毒の実施。
- ②道場出入口には消毒薬を設置し、適宜手洗いや消毒ができる場所を確保する。
- ③体温の記録（公共施設の稽古場について、別途取り決めがある場合を除く）。道場で体温計を用意する場合は非接触型のものが望ましい。
- ④換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う。
- ⑤タオルや飲み物を共有しない。
- ⑥冷水機など共有で使用する設備を使用する場合は、管理と消毒を徹底する。
- ⑦更衣室の利用は短時間の利用とし、利用人数を制限する。
- ⑧参加者が稽古当日及び利用前1週間において以下の事項に該当する場合は、参加の見合わせを求める。
  - ア 体調がよくない場合（発熱・咳などの風邪症状、息苦しき、

強い怠さ、味覚・嗅覚異常等)。

イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。

⑨稽古後は直ちに解散をする。

⑩その他感染防止のために施設管理者等が決めたその他の措置を遵守する。

### 3.稽古実施時における留意事項

①暑さ等の負荷を考慮し、稽古中は適宜休憩をはさみ、指導者は水分補給やマスク着脱について指示をしてください。特にマスク着用をしての稽古は熱中症リスクを高めると考えられるため、文科省の発表（令和4年6月10日）に準じ、稽古中はマスクを外すことを推奨します。指導者はマスクを外せる環境・状況を設けるよう十分に配慮してください。また、マスク使用を希望する方に対しては、心情に配慮し、マスク使用について拒むことをしないでください。ただし、施設から稽古時のマスク着脱に関する指示がある場合は、それぞれの施設の指示に従ってください。

②指導者は、施設の換気を徹底するとともに、技ごとに休憩をいれる、稽古中の休憩時間を長めにとるなどして稽古参加者の呼気が激しくならないよう配慮してください。

③発熱や軽度であっても咳、味覚、嗅覚障害等の症状があらわれた人は稽古をさせないようにしてください。

④指導者は稽古内容を記録するとともに、個人情報の取扱いに十分注意しながら稽古参加者の連絡先を把握するように努め、利用施設等から参加者連絡先の提出指示があった場合は、その要請に従ってください。

#### 4.段階的な稽古内容の目安

感染拡大防止を目的とした各自治体からの要請（以下、各自治体からの要請）内容を稽古実施可否の基準とし、各自治体からの要請が稽古中止を求めるものでなければ、前項の留意事項および地域や施設における状況を考慮した各道場・団体の責任者の判断に基づいて、下記の段階的な稽古の目安に基づいた稽古を行うことができます。段階を上げる場合は、各道場・団体が定めた一定の期間を経てから徐々に段階を上げるようお願いいたします。段階の移行については、事前に会員に対して告知を行う等、会員の心情に十分に配慮するよう努めてください。

ただし、各自治体からの要請の如何に関わらず、稽古で利用する各施設等で合気道の活動（稽古、稽古に伴う更衣や掃除等）の中で新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、稽古中止も含む措置を検討してください。施設が再度利用可能になった場合、要求される感染拡大防止対策のレベルが上がることを考えられるため、施設の方針に沿い、原則、段階1から稽古を再開してください。なお、感染症対策について行政等の対応に変化がみられた場合は、その指示にしたがってください。

## 段階 0

各自治体からの要請が発令中。単独・相対での稽古を問わず合気道の稽古は行わない（リモートを除く）。

## 段階 1

感染拡大防止対策を徹底し、単独稽古および相対稽古を再開。ただし、稽古相手を替えることは不可。稽古人数制限あり（2名で畳4枚ほどを目安とする）。

## 段階 2

感染拡大防止対策を徹底したうえで段階1の稽古内容に加え、稽古相手を替えることができる。会員が密集する状況を作らない。掛かり稽古、多人数掛け、多人数取りは行わない。

## 段階 3

感染拡大防止対策を徹底したうえで通常稽古を再開することができる。稽古相手を替えることができる。会員が密集する状況を減らす。

## 5.段階的な稽古の判断目安（表）

それぞれの地域における感染状況が異なることから、各自治体の方針に沿った柔軟な対応と、施設の規模等や会員数に応じた安全対策ができるよう十分配慮するようお願いいたします。

段階	感染拡大防止を目的とした各自治体からの「稽古中止」要請	各道場における活動	稽古内容	稽古人数の目安
段階 0	あり	不可	—	—
段階 1	なし	地域や施設における状況を考慮した各道場・団体の責任者の判断に基づき段階 1 から段階 4 のあいだで稽古を実施することができる	単独稽古および相対稽古 (稽古相手変更不可)	2 名につき畳 4 枚分のスペース
段階 2			単独稽古および相対稽古 (稽古相手変更可)	密集状態を避ける
段階 3			通常稽古	密集状態を避ける

※稽古実施にあたっては、本ガイドラインの「稽古実施時における留意事項」を遵守してください。

※段階をあげるためには各道場・団体が定めた一定の期間を経て徐々に行ってください。

※段階の移行については、事前に会員に対して告知を行う等、会員の心情に十分に配慮するよう努めてください。

※マスクを着用する場合でも、医療用 N95 のマスクは酸素不足などが懸念されているので、避けるようにしてください。

最後に

罹患は誰にでもあり得ることです。罹患をした本人や家族を差別することは、決して許されることではありません。道場内で罹患者が出てしまった場合、差別や退会を求めるようなことをしないようにしてください。

新型コロナウイルスのリスク許容度は人それぞれで不安に思う度合いも人それぞれです。ですから、会員の方には家族の同意を得て稽古に参加するよう促して頂きますようお願いいたします。

<参考ホームページ>

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 3 年 11 月 19 日（令和 4 年 5 月 23 日変更）

[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_r\\_20220523.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20220523.pdf)

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_coronanettyuu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html)

文部科学省

夏季における児童生徒のマスクの着用について（令和 4 年 6 月 10 日）

[https://www.mext.go.jp/content/20220610-mxt\\_kouhou01-000004520\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220610-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf)